参加者募集！

平成29年9月
鶴岡税務署
公益社団法人鶴岡法人会
鶴岡地区税務関係団体協議会

改正消費税法セミナー

～軽減税率制度の導入を迎えて～

改正消費税法について

平成31年10月から消費税率等10%への引上げと同時に、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の税率を8%に据え置く軽減税率制度が実施されます。

改正消費税法セミナーを開催します！

消費税の引上げ及び軽減税率制度の実施により、経理処理等の事務作業の増加など事業者にとって新たな負担が予想されます。早期に計画的に対応策の準備を進めることが必要となります。

そのため、軽減税率制度について、多くの事業者にその内容をご理解いただくために、「税を考える週間」【11月11日（土）～17日（金）】に先だちまして、下記のとおりセミナーを開催します。是非、ご参加ください。

尚、説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。

記

1　開催日時：　平成29年 11月1日（水）　14：00～15：00
　　11月2日（木）　10：00～11：00
2　開催場所：　鶴岡市国際交流センター「出羽庄内国際村」 1F 大ホール
　　（鶴岡市伊勢原町8－32）
3　参 加 費：　無料
4　講　　師：　鶴岡税務署 統括国税調査官　阿部　慶一郎

収容人数に限りがありますので、参加ご希望の方は10月25日（水）まで、FAXまたはお電話で鶴岡法人会宛へご連絡をお願いします。（FAX：0235-22-8814　TEL：0235-22-8160）

「改正消費税法セミナー」に出席します。

参加希望日（○印を付けてください）　（　　）11月1日（水）　（　　）11月2日（木）			
事業所名		業　種	
住　　所		電　話	
参 加 者		参 加 者	